

社会福祉協議会では、参加者と協力者が協働で企画をし、共に運営していく楽しい仲間づくりと交流の場としてのサロン活動を推進しています。

<ふれあい・いきいきサロン助成金について>

1. 対象となるサロン団体

- ①地域の対象者を広く受け入れる姿勢がある
- ②固定化されていない参加者で開催されている
- ③連絡先・活動内容等を情報公開できる
- ④営利を目的とした活動、政治活動及び宗教活動を行わない
- ⑤会則・役員体制があり、会長・副会長・会計・会計監査を定めている
- ⑥継続的な活動ができる
- ⑦活動日の参加者名簿が準備できる
- ⑧平均参加者数5名以上（1回あたり、運営スタッフ含む）
- ⑨参加者のケガを補償する保険に加入している
- ⑩年間6回以上のサロンを開催する
- ⑪活動の中に、談笑の時間がある
- ⑫参加者からの入会金および年会費をとらないで運営している
- ⑬参加者から参加費をとって運営する事が望ましい（詳細はお問い合わせ下さい）



2. 対象とならないサロン団体

- ①会場が営業中の店舗によるもの
- ②サークル活動として発足したもの
- ③公的な助成をうけている団体（県、市から助成を受けている団体）

3. 助成申請金額

⚠ 令和5年度より、助成金額の算出方法が変わります！

令和4年度

前年度の1回あたりの平均参加者人数に応じた事業費×令和4年度の開催予定数



令和5年度～

前年度の1回あたりの平均参加者人数に応じた事業費(表1参照)×前年度のサロン開催実績数=助成申請額(上限 20,000 円)

※さらに保険加入への補助金として5,000円、有料の会場を借り上げる場合5,000円を上乗せして助成します。

◎令和5年度からは開催実績数で算出してください。

(計算式1)

前年度のサロン1回あたりの
平均参加者人数に応じた事業費

×

前年度のサロン開催実績数

事業費積算表

表1

1回あたりの平均参加者人数	1回あたりの事業費
5人～10人	1,000円
11人～20人	2,000円
21人以上	3,000円

【令和5年度の申請例】

STEP1 前年度の平均参加者人数を求めます。

例)豊岡地区わくわくサロン

表2

回数	開催日	参加者(運営スタッフ含む)
第1回	令和4年4月	10人
第2回	令和4年5月	11人
第3回	令和4年6月	12人
第4回	令和4年7月	9人
第5回	令和4年8月	7人
第6回	令和4年9月	8人
第7回	令和4年11月	10人
第8回	令和4年12月	9人
合計		76人

参加者合計 76人 ÷ 開催実績回数 8回 = 9.50人。少数点以下は四捨五入します。

⇒10人 平均参加者人数は10人となります。

STEP2 平均参加者人数を表1に当てはめます。

豊岡地区わくわくサロンさんの場合、1開催サロン平均参加者人数が5人～10人の箇所に該当するので、1開催あたりの事業費は 1,000円となります。

STEP3 令和4年度のサロンの開催実績数を確認します。

表2を見ると、令和4年度(前年度)の開催実績数は8回だと分かります。

STEP4 最後に上記の計算式1にSTEP2とSTEP3で出した数を当てはめます。

豊岡地区わくわくサロンさんの令和5年度申請額は次のとおりとなります。

1,000円 × 8回 = 8,000円

さらに

・保険加入への補助金として +5,000円
・会場費がかかる場合は +5,000円
を加算することができます!

4. 対象期間 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

5. 申請期間 4月19日(水)に開催する申請書類等受領会にて申請いただきます。

6. 報告書 助成金の交付を受けたサロン（団体）は当該年度終了後、活動報告書を提出していただきます。※令和4年度の報告書類も受領会(4/19)にてお受けします。

7. 助成金の申請にあたって

①参加者数（助成金交付申請書の対象者（会員）数）は、参加者と運営スタッフを合わせた人数を前年度の平均で出してください。

②保険の加入について

参加者のケガを補償する保険に加入していただくことが必要ですが、サロン主催者が保険を選択してください。

- ・ボランティア行事用保険は、サロンの参加者全員（運営スタッフを含む）の人数で加入してください。

※ボランティア活動保険に加入されている方も加入する必要があります。

- ・公民館の保険は、公民館利用者の公民館敷地内でのケガを補償します。詳しくは活動される公民館にお問い合わせ下さい。

- ・自治会の保険は、自治会員のケガを補償するものです。

③サロン独自の会計を持って運営をしていただくため、サロン専用の口座を金融機関で開設してください。（団体名ではなくサロン名のもの）

④助成金の返還について

「令和4年度の事業費総額」が「令和4年度に入間市社協から交付された助成金額」を下回る場合は、その差額分をお返しいただきますようお願いいたします。

8. 新規サロン団体スタートUP!!助成金

新たにふれあいいきいきサロン団体を立ち上げる団体に対し、立ち上げ準備資金として1万円を上限として助成します。助成を希望する団体は、①会則②事業計画書③予算書④振り込み預金口座の写し、を添付し申請してください。但し助成を受けた年度内に必ず6回以上のサロンを開催することを条件とします。6回未満の場合には全額を返還して頂きますので、ご注意下さい。

申請・報告書類のダウンロードについて

ふれあい・いきいきサロン推進事業助成の申請・報告関連書類は入間市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしていただけます。

ダウンロード
するには？

入間市社会福祉協議会トップページ → 各種申請書

→ ふれあい・いきいきサロン推進事業助成申請書・報告書



<保険について>

◎令和3年度から保険料の改定はありません。

◎ボランティア行事用保険では、新型コロナウイルス感染症の補償は含まれませんのでご注意ください。

◎公民館の保険、自治会の保険の詳細については公民館、自治会にお問い合わせ下さい。

名称	社協の保険	公民館の保険	自治会の保険
	ボランティア行事用保険	公民館総合補償制度	自治会活動保険
補償内容	<p>○主催者や参加者のケガを補償 <u>入院保険金日額 3,500 円</u> <u>通院保険金日額 2,200 円</u> 他 ○主催者の賠償責任を補償 <u>対人事故</u> 1 名・1 事故 2 億円（限度額） <u>対物事故</u> 1 事故 1,000 万円 （限度額） ○サロン会場への往復途上のケガも補償の対象となります。 （但し A プランのみ）</p>	<p>○公民館利用者の公民館敷地内でのケガを補償 ※往復途上のケガについては、条件に合えば補償されます。 ○食中毒や熱中症を補償</p>	<p>○自治会員のケガを補償 ※往復途上のケガも補償の対象となります。 ○自治会員以外は補償の対象となりません。</p>
備考	<p>保険料（1 名あたり） A プラン C プランともに 1 日 28 円 （最低保険料 560 円） ○A プランは行事参加者全員で、C プランは行事参加見込み人数で加入する。 ○物損の場合は写真を撮っておくこと。</p>		<p>○自治会の総会資料の年間計画にサロンの開催計画が記載されていることが必須です。 ○保険請求の手続きには、自治会長の証明が必要です。</p>
注意事項	<p>A プラン：往復途上の補償有・当日の受付名簿に参加者の名前がもれなく記載されていること。 C プラン：往復途上の補償なし</p>	<p>公民館への往復途上のケガの補償を受ける場合は、公民館へ登録し、事前に活動内容や参加者名簿等の提出が必要。</p>	<p>自治会会員以外の参加者は補償されない。</p>